

中日条约集

北京 外文出版社

中日条约集

外文出版社

北京

出 版 说 明

当中华人民共和国和日本国邦交正常化十周年之际，我们编辑出版这本条约集，收录了十年来两国间缔结的重要条约、协定等文件。这些文件是中日两国友好合作关系的见证，对今后两国关系的发展仍将具有积极的指导作用。

本条约集收录的二十个文件的中、日文本，都是根据中方保存的文件正本原件编印，按签订日期先后排列的。

一九八二年十二月

出版者のことば

中華人民共和国と日本国との国交正常化十周年にあたり、この十年間両国の間に締結された重要な条約、協定等を収録して、本条約集を出版しました。これら諸文献は、中日両国の友好協力関係の証であり、両国関係の今後の発展を指導する上で積極的な役割を果たすでしょう。

本条約集に収録された二十の文献は、中国語の正文と日本語の正文のいずれを問わず、すべて中国側の保存する原本にもとづいたものであり、調印の日付順に配列しました。

一九八二年十二月

目 录

(目 次)

1	中华人民共和国政府 联合声明 1 日 本 国 政 府	1
	日本国政府と中華人民共和国政府の共同声明 4	4
2	中华人民共和国电信总局和日本国邮政省 8 关于建设中国和日本国之间海底电缆的协议	8
	日本国郵政省と中華人民共和国電信総局との 10 日本・中国間海底ケーブル建設に関する取極	10
3	中华人民共和国和日本国贸易协定 13	13
	日本国と中華人民共和国との間の貿易に関する協定 17	17
4	中华人民共和国和日本国航空运输协定 23	23
	日本国と中華人民共和国との間の航空運送協定 34	34
5	中华人民共和国政府和日本国政府 49 关于航空运输收入互免税捐的换文	49
	航空運輸の所得に対する課税の相互免除に関する 53 中華人民共和国政府と日本国政府との間の交換公文	53
6	中华人民共和国和日本国海运协定 57	57
	日本国と中華人民共和国との間の海運協定 62	62
7	中华人民共和国和日本国渔业协定 68	68
	日本国と中華人民共和国との間の漁業に関する協定 81	81
8	中华人民共和国政府和日本国政府关于海运收入互免税捐的换文 96	96
	海運の所得に対する課税の相互免除に関する 100 中華人民共和国政府と日本国政府との間の交換公文	100

9	中华人民共和国中央气象局和日本国气象厅 关于建立北京—东京气象电路的协议	104
	日本国気象庁と中華人民共和国中央気象局との 東京—北京間気象回線設立に関する取極	112
10	中华人民共和国和日本国商标保护协定	120
	日本国と中華人民共和国との間の商標の保護に関する協定	122
11	中日长期贸易协议	124
	日中長期貿易取決め書	127
12	中华人民共和国和日本国和平友好条约	131
	中華人民共和国と日本国との間の平和友好条約	134
13	中华人民共和国政府和日本国政府为促进文化交流的协定	137
	文化交流の促進のための 中華人民共和国政府と日本国政府との間の協定	140
14	关于日本国大平正芳总理大臣访华的联合新闻公报	143
	大平総理大臣の中国訪問に関する共同新聞発表	147
15	中华人民共和国政府和日本国政府科学技术合作协定	152
	科学技術の分野における協力に関する 中華人民共和国政府と日本国政府との間の協定	155
16	关于中华人民共和国华国锋总理访日的联合新闻公报	159
	中華人民共和国華国鋒総理の日本国訪問に関する共同新聞発表	163
17	中日政府成员会议第一次会议联合新闻公报	168
	第一回日中閣僚会議共同新聞発表	172
18	中华人民共和国政府和日本国政府保护候鸟及其栖息环境协定	177
	渡り鳥及びその生息環境の保護に関する 中華人民共和国政府と日本国政府との間の協定	191
19	第二次中日政府成员会议联合新闻公报	206
	第二回日中閣僚会議共同新聞発表	210
20	关于中华人民共和国国务院总理赵紫阳 访问日本国的联合新闻公报	215
	中華人民共和国趙紫陽総理の日本国訪問に関する共同新聞発表	218

中华人民共和国政府 日本国政府 联合声明

日本国内阁总理大臣田中角荣应中华人民共和国国务院总理周恩来的邀请，于一九七二年九月二十五日至九月三十日访问了中华人民共和国。陪同田中角荣总理大臣的有大平正芳外务大臣、二阶堂进内阁官房长官以及其他政府官员。

毛泽东主席于九月二十七日会见了田中角荣总理大臣。双方进行了认真、友好的谈话。

周恩来总理、姬鹏飞外交部长和田中角荣总理大臣、大平正芳外务大臣，始终在友好气氛中，以中日两国邦交正常化问题为中心，就两国间的各项问题，以及双方关心的其他问题，认真、坦率地交换了意见，同意发表两国政府的下述联合声明：

中日两国是一衣带水的邻邦，有着悠久的传统友好的历史。两国人民切望结束迄今存在于两国间的不正常状态。战争状态的结束，中日邦交的正常化，两国人民这种愿望的实现，将揭开两国关系史上新的一页。

日本方面痛感日本国过去由于战争给中国人民造成的重大损害的责任，表示深刻的反省。日本方面重申站在充分理解中华人民共和国政府提出的“复交三原则”的立场上，谋求实现日中邦

交正常化这一见解。中国方面对此表示欢迎。

中日两国尽管社会制度不同，应该而且可以建立和平友好关系。两国邦交正常化，发展两国的睦邻友好关系，是符合两国人民利益的，也是对缓和亚洲紧张局势和维护世界和平的贡献。

（一）自本声明公布之日起，中华人民共和国和日本国之间迄今为止的不正常状态宣告结束。

（二）日本国政府承认中华人民共和国政府是中国的唯一合法政府。

（三）中华人民共和国政府重申：台湾是中华人民共和国领土不可分割的一部分。日本国政府充分理解和尊重中国政府的这一立场，并坚持遵循波茨坦公告第八条的立场。

（四）中华人民共和国政府和日本国政府决定自一九七二年九月二十九日起建立外交关系。两国政府决定，按照国际法和国际惯例，在各自的首都为对方大使馆的建立和履行职务采取一切必要的措施，并尽快互换大使。

（五）中华人民共和国政府宣布：为了中日两国人民的友好，放弃对日本国的战争赔偿要求。

（六）中华人民共和国政府和日本国政府同意在互相尊重主权和领土完整、互不侵犯、互不干涉内政、平等互利、和平共处各项原则的基础上，建立两国间持久的和平友好关系。

根据上述原则和联合国宪章的原则，两国政府确认，在相互关系中，用和平手段解决一切争端，而不诉诸武力和武力威胁。

（七）中日邦交正常化，不是针对第三国的。两国任何一方都不应在亚洲和太平洋地区谋求霸权，每一方都反对任何其他国家或国家集团建立这种霸权的努力。

（八）中华人民共和国政府和日本国政府为了巩固和发展两国间的和平友好关系，同意进行以缔结和平友好条约为目的的谈判。

（九）中华人民共和国政府和日本国政府为进一步发展两国间的关系和扩大人员往来，根据需要并考虑到已有的民间协定，同意进行以缔结贸易、航海、航空、渔业等协定为目的的谈判。

中华人民共和国
国务院总理

周 恩 来
（ 签 字 ）

日 本 国
内阁总理大臣

田中角荣
（ 签 字 ）

中华人民共和国
外 交 部 长

姬 鹏 飞
（ 签 字 ）

日 本 国
外 务 大 臣

大平正芳
（ 签 字 ）

一九七二年九月二十九日于北京

日本国政府と中華人民共和国政府の 共 同 声 明

日本国内閣総理大臣田中角栄は、中華人民共和国国務院総理周恩来の招きにより、千九百七十二年九月二十五日から九月三十日まで、中華人民共和国を訪問した。田中総理大臣には大平正芳外務大臣、二階堂進内閣官房長官及びその他の政府職員が随行した。

毛沢東主席は、九月二十七日に田中角栄総理大臣と会見した。双方は、真剣かつ友好的な話し合いを行なった。

田中総理大臣及び大平外務大臣と周恩来総理及び姬鵬飛外交部長は、日中両国間の国交正常化問題をはじめとする両国間の諸問題及び双方が関心を有するその他の諸問題について、終始、友好的な雰囲気の中かで真剣かつ卒直に意見を交換し、次の両政府の共同声明を発出することに合意した。

日中両国は、一衣帯水の間にある隣国であり、長い伝統的友好の歴史を有する。両国国民は、両国間にこれまで存在していた不正常な状態に終止符を打つことを切望している。戦争状態の終結と日中国交の正常化という両国国民の願望の実現は、両国関係の歴史に新たな一頁を開くこととなる。

日本側は、過去において日本国が戦争を通じて中国国民に重大な損害を与えたことについての責任を痛感し、深く反省する。また、日本側は、中華人民共和国政府が提起した「復交三原則」を十分理解する立場に立って国交正常化の実現をはかるという見解を再確認する。中国側は、これを歓迎するものである。

日中両国間には社会制度の相違があるにもかかわらず、両国は、平和友好関係を樹立すべきであり、また、樹立することが可能である。両国間の国交を正常化し、相互に善隣友好関係を発展させることは、両国国民の利益に合致するところであり、また、アジアにおける緊張緩和と世界の平和に貢献するものである。

一 日本国と中華人民共和国との間のこれまでの不正常な状態は、この共同声明が発出される日に終了する。

二 日本国政府は、中華人民共和国政府が中国の唯一の合法政府であることを承認する。

三 中華人民共和国政府は、台湾が中華人民共和国の領土の不可分の一部であることを重ねて表明する。日本国政府は、この中華人民共和国政府の立場を十分理解し、尊重し、ポツダム宣言第八項に基づく立場を堅持する。

四 日本国政府及び中華人民共和国政府は、千九百七十二年九月二十九日から外交関係を樹立することを決定した。両

政府は、国際法及び国際慣行に従い、それぞれの首都における他方の大使館の設置及びその任務遂行のために必要なすべての措置をとり、また、できるだけすみやかに大使を交換することを決定した。

五 中華人民共和国政府は、中日両国国民の友好のために、日本国に対する戦争賠償の請求を放棄することを宣言する。

六 日本国政府及び中華人民共和国政府は、主権及び領土保全の相互尊重、相互不可侵、内政に対する相互不干渉、平等及び互惠並びに平和共存の諸原則の基礎の上に両国間の恒久的な平和友好関係を確立することに合意する。

両政府は、右の諸原則及び国際連合憲章の原則に基づき、日本国及び中国が、相互の関係において、すべての紛争を平和的手段により解決し、武力又は武力による威嚇に訴えないことを確認する。

七 日中両国間の国交正常化は、第三国に対するものではない。両国のいずれも、アジア・太平洋地域において覇権を求めるべきではなく、このような覇権を確立しようとする他のいかなる国あるいは国の集団による試みにも反対する。

八 日本国政府及び中華人民共和国政府は、両国間の平和友好関係を強固にし、発展させるため、平和友好条約の締結

を目的として、交渉を行なうことに合意した。

九 日本国政府及び中華人民共和国政府は、両国間の関係を一層発展させ、人的往来を拡大するため、必要に応じ、また、既存の民間取決めをも考慮しつつ、貿易、海運、航空、漁業等の事項に関する協定の締結を目的として、交渉を行なうことに合意した。

千九百七十二年九月二十九日に北京で

日本国内閣総理大臣	田中角榮（署名）
-----------	----------

日本国外務大臣	大平正芳（署名）
---------	----------

中華人民共和国国務院総理	周恩来（署名）
--------------	---------

中華人民共和国外交部長	姬鵬飛（署名）
-------------	---------

中华人民共和国电信总局和 日本国邮政省关于建设 中国和日本国之间海底电缆的协议

中华人民共和国电信总局和日本国邮政省，为适应随着中日两国间睦邻友好关系的发展而增大的通信需要，根据平等互利的原则，经过友好协商，就建设中日两国之间海底电缆达成协议如下：

第 一 条

双方商定，在中国和日本国之间，共同建设一条具有足够电路容量的海底电缆，供中日两国间通信使用，同时，也积极为对方沟通与其他国家的通信。

第 二 条

关于上述海缆的建设，中方由上海市电信局为承建单位，日方由国际电报电话公司为承建单位。

双方认为，上述两承建单位根据本协议缔结具体的建设和维护协议是适宜的。

第 三 条

上述海缆建设的费用（包括海洋调查费用、海缆、增音机、均衡器、海缆终端设备及供电设备等的费用），由两承建单位各

负担一半。海缆建成后，资产所有权也各占一半。电路的使用，由两承建单位根据平等互利的原则，具体协商确定。

第 四 条

关于海缆的登陆地点，由两承建单位互相协作，经过技术调查后，尽快地协商确定。

第 五 条

有关海缆建设的海洋调查、设计、施工，均由两承建单位共同实施。

第 六 条

上述海缆建设，自两承建单位缔结建设和维护协议后，在三年左右时间内建成并交付使用。

第 七 条

本协议自签字之日起生效。

本协议于一九七三年五月四日在北京签订，共两份，每份都用中文和日文写成，两种文本具有同等效力。

中华人民共和国
电信总局局长

钟 夫 翔
(签 字)

日 本 国
邮 政 大 臣

久野忠治
(签 字)

日本国郵政省と中華人民共和国 電信総局との日本・中国間 海底ケーブル建設に関する取極

日本国郵政省と中華人民共和国電信総局は、日中両国間の善隣友好関係の発展に伴う通信需要の増大にこたえるため、平等互惠の原則にもとづき、友好的な話し合いを経て、日中両国間に海底ケーブルを敷設することについて、次のとおり合意した。

第 一 条

双方は、日本・中国間に十分な回線容量を有する海底ケーブル1条を共同で敷設する必要がある、かつ、この海底ケーブルは、日中両国間の通信に使用されるとともに、他の諸国との間の通信にも積極的に使用されるものとすることに合意した。

第 二 条

このケーブルの建設については、日本側は国際電信電話株式会社、中国側は上海市電信局が建設当事者である。

双方は、両建設当事者がこの取極にもとづき、このケーブルの建設および保守に関して具体的な協定を締結することが適当

であると考える。

第 三 条

このケーブル建設の費用（海洋調査の費用、海底ケーブル、中継器、等化器、海底ケーブル端局装置および給電装置の費用等を含む。）は、両建設当事者がそれぞれ半額を負担し、ケーブル建設完了後の所有権も折半するものとする。回線使用については、両建設当事者が平等互惠の原則にもとづいて具体的に協議・決定するものとする。

第 四 条

このケーブルの陸揚地については、両建設当事者が相互に協力して技術的調査を行なったうえ、早急に協議・決定するものとする。

第 五 条

このケーブル建設のための海洋調査、設計および施工については、いずれも両建設当事者が共同して実施するものとする。

第 六 条

このケーブルの建設は、両建設当事者が建設および保守に関する協定を締結してから3年前後で完成し、使用に供するものとする。

第 七 条

この取極は、署名の日から効力を生ずる。